ご存じですか ひとり親家庭支援制度

ひとり親家庭の「生活の維持」や「仕事と家事・育児の両立」などを支援するため、次のような制度があります。ぜひご活用ください。

①～③は、18歳に達した年度の末日（障がいがある場合は20歳未満）までの児童がいるひとり親家庭等が対象で、所得や世帯状況により制限があります。④～⑥は、事前相談が必要です。

① ひとり親家庭等医療費助成

医療保険の自己負担すべき額から一部負担金を控除した額を助成します。

対次のいずれかの状態にある方
▽ひとり親家庭等の母または父および児童
▽両親がいない児童などの養育者およびその児童

② 児童育成手当 ③ 児童扶養手当

対次のいずれかの状態にある児童を養育している方
▽父母が離婚した児童
▽父または母が死亡した児童
▽父または母が生死不明である児童
▽婚姻によらないで生まれた児童など

■手当額②＝児童1人につき、月額1万3千500円（児童に障がいがある場合は加算あり）③＝父または母の所得などにより、手当額が異なります

④ ホームヘルプサービス

ひとり親家庭が、一時的な理由でお困りのときに、育児や家事などを行うホームヘルパーを派遣します。

対次のいずれかに該当する方
▽ひとり親家庭となってから2年以内の家庭
▽技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合
▽就職活動等、自立促進に必要と認められる場合
▽疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加の場合
▽小学校3年生以下の児童がいる家庭で、就業の事情により支援が必要な場合

■援助内容子どもの世話、食事の世話、掃除、洗濯、整理整とんなど

¥所得により費用の負担が必要な場合があります

⑤ 母子及び父子福祉資金

ひとり親家庭の生活の安定を図るための貸し付け制度です。

対都内在住（6か月以上）で、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父

■貸付金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、結婚資金など

■償還方法償還期間は、3～20年ですが、貸付金の種類により異なります

⑥ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金

【母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金】

ひとり親家庭の母または父が、就業に際し必要な教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を補助します。

対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽修業年限が1年以上の養成機関において、対象資格の取得が見込まれる方
▽就業または育児と修業の両立が困難な状況にあると認められる方
▽過去に本給付金の支給を受けていない方

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】

ひとり親家庭の親および子が、安定した就業のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざして講座を受講する場合、受講費の一部を補助します。

対20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親または子本人で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、または児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽高等学校を卒業していない、または大学入学資格を取得していない方
▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
▽過去に本給付金の支給を受けていない方

【母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の母または父が、就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する国家資格（准看護師を含む）を取得するための養成機関での一定の受講期間、生活費の負担軽減のため支給します。

対20歳未満の児童を扶養している母または父で、次のすべての要件を満たす方
▽児童扶養手当を受給しているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
▽当該講座の受講が就業のために必要と認められる方
▽過去に本給付金の支給を受けていない方

⑦ 就労支援

児童扶養手当を受給している方等を対象とし、面接により希望や経験などを伺ったうえで、ハローワークと連携して就労を支援します。

⑧ ひとり親家庭等支援

母子家庭等や女性の生活上の問題、経済上の問題など、各種の相談に母子・父子自立支援員が応じます。

――◇共　通◇――

問①～③＝子育て支援課手当助成係（☎042－387－9839）、④～⑧＝子育て支援課子育て支援係（☎042－387－9836）

小・中学校連合作品展を開催

市内小・中学校等に在籍する児童・生徒の日ごろの学習成果を発表する、造形美術作品を中心とした作品展です。

時1月24日（金）～28日（火）
所小金井　宮地楽器ホール小ホール・市民ギャラリー
■参加校市立小・中学校、東京学芸大学附属小金井小・中学校、都立小金井特別支援学校
他車での来場はご遠慮ください。

子どもたちからの人権メッセージ

令和元年9月14日に行われた「第26回子どもたちからの人権メッセージ発表会」で市内児童の作品が発表されました。

■発表作品「勇気をもって助けられる人に」（第四小学校6年生・阿部蕾さん）問広報秘書課広聴係（☎042－387－9818）

市立小・中学校入学通知書を郵送

今年4月に市立小・中学校に入学する児童・生徒の保護者の方へ、入学通知書を1月中に郵送します。

なお、外国籍の方で、市立小・中学校へ入学を希望する方は、在留カードまたは特別永住者証を持参のうえ、学務課（市役所第二庁舎7階）へ申請してください。

また、国立・都立・私立の小・中学校に入学する方は、入学する学校の入学承諾書または入学許可書を添えて、学務課まで届けてください。

■入学予定者▽小学校＝平成25年4月2日～平成26年4月1日に生まれた方▽中学校＝平成19年4月2日～平成20年4月1日に生まれた方

■入学説明会左表のとおり

※中学校はいずれも実施済み

問学務課学務係（☎042－387－9874）、各小学校

学校名	と　き	受付時刻	開始時刻	電話番号
第一小学校	1／30(木)	13：45	14：15	383－1141
第二小学校	2／3(月)	13：45	14：00	383－1142
第三小学校	2／13(木)	13：45	14：00	383－1143
第四小学校	2／13(木)	13：50	14：10	383－1144
東小学校	2／7(金)	13：45	14：00	383－1145
前原小学校	1／31(金)	13：40	14：00	383－1146
本町小学校	1／24(金)	14：00	14：30	383－1147
緑小学校	2／4(火)	14：00	14：30	383－1148
南小学校	2／4(火)	13：40	14：00	383－1149

※表中、電話番号は市外局番042を省略しています